

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

平成29年3月8日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条並びに第33条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び別表に掲げる委員をいう。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬及び費用弁償を支給する。ただし、地方公共団体の職と兼務する役員等及び社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程（平成11年3月23日規程第3号、以下「給与規程」という。）の適用を受ける役員等には支給しない。

2 常務理事の報酬は、別表のとおりとする。

3 公務のため出張したときは、交通費にあたっては鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等の実費を、宿泊料にあたっては一夜につき20,000円を限度としてその実費を費用弁償として支給する。その場合、前項に掲げる費用弁償は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。支給方法は、現金の支給、或いは本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 会長の報酬及び費用弁償の支給時期は、給与規程第5条に準じた日とする。

3 会長の報酬及び費用弁償は、就任した月から退任の月まで支給する。ただし、月の途中で就任又は退任した場合や病気等で公務に就けない場合は、勤務実態に応じて支給するものとする。

4 報酬の支給にあたっては、原則として法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。ただし、本人から申し出があったときには、控除しないで支給することができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程（平成4年3

月13日規程第2号)は、廃止する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

種別	報酬		費用弁償		
	区分	金額	区分	金額	
会長	月額	100,000円以内	会議等出席 1回につき	3,000円	
常務理事	月額	270,000円以内		0円	
理事				3,000円	
監事					
評議員					
評議員選任・解任委員会委員					
経営委員会委員					
事業委員会委員					
助成委員会委員					
地区委員会委員					
福祉協力委員会委員					
権利擁護 推進事業 運営委員 会委員					弁護士、司法書士、 税理士、社会福祉士 その他委員
福祉サービスの適正運営に関する 第三者委員				3,000円	
広報編集会議委員					
その他、会長が必要と認めた役員 等					